



保育料の見直しと副食費の減免

令和5年度市町村民税額に基づき、9月からの保育料の見直しと副食費の減免を行います。手続きが必要な世帯には、市から連絡します。

保育料

●対象者 次のいずれかに在園の児童（0～2歳児クラス）

◇認可保育所

◇小規模保育事業所

◇認定こども園（保育所部分）

●算定方法 保育料は、児童の扶養義務者のうち、父母の令和5年度市町村民税所得割額の合計額と、入所する児童の令和5年4月1日時点の年齢によつて決定します。

※祖父母など同居し、父母の合計収入額が140万円以下（ひとり親は120万円以下）の場合、祖父母などの市町村民税所得割額を保育料の算定対象とします。

※3～5歳児クラスの児童の保育料は無償です。

※保育料表は、市ホームページを確認してください。



副食費の減免

●対象者 次のいずれかの園児

◇市町村民税所得割額が基準額未満（※1）の世帯の児童

◇第3子以降の児童（※2）

※1 保育施設では、5万7700円未満（ひとり親世帯などの場合は7万7101円未満）の世帯。教育施設では、7万7101円未満の世帯。

※2 保育施設では、保育所などに通う未就学の児童で数え、教育施設では、小学3年生以下の児童で数えます（基準額未満（※1）の世帯は生計を一にする全ての児童で数えます）。

●対象施設とクラス・年齢

◇保育施設（3～5歳児クラス）

・認可保育所

・認定こども園（保育所部分）

◇教育施設（満3歳児以上）

・幼稚園

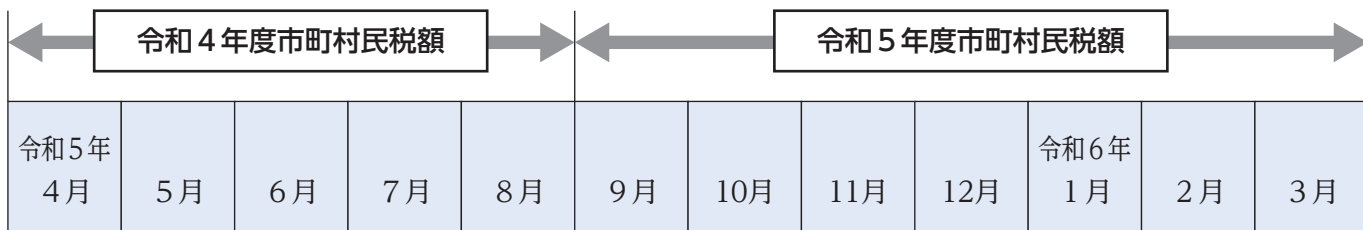
・認定こども園（幼稚園部分）

●問い合わせ先

子育て支援課保育所・幼稚園担当
☎(580)1864

保育料と副食費減免の見直し時期

毎年、現年度の市町村民税所得割額に基づき、保育料の見直しと副食費の減免を行います。



児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届の提出を忘れずに

対象者には、8月上旬に通知を送付します。期間内に提出がないと、継続して手当を受けられなくなる可能性があります。

●受付期間

◇児童扶養手当（現況届）

8月1日（火）～31日（木）

◇特別児童扶養手当（所得状況届）

8月9日（水）～9月11日（月）

●提出先

子育て支援課（市役所本館1階）

◇平日 午前8時半～午後5時

◇週末窓口サービス開庁日（第2・4土曜日） 午前9時半～午後0時半

※8月22日（火）・24日（木）は午後7時まで受付時間を延長します。午後6時以降は新館の入口から入れます。本館の入口から入ってください。

●提出と問い合わせ先

子育て支援課子育て支援担当
☎(580)1862